

平成28年度鶏卵の試買調査の結果について

1 調査の目的

本協議会は、平成16年に公正取引委員会より、鶏卵の表示について一般消費者に分かりにくい表示があるとの指摘を受けたことから、「鶏卵の表示に関する公正競争規約・施行規則（以下「規約等」という。）」を策定し、平成21年3月、「景品表示法」に基づき公正取引委員会の認定を受け、同年6月に鶏卵公正取引協議会を設立し、本規約等の普及、周知のための諸活動を行っているところです。

今回、試買調査を行うことにより市中で販売されている鶏卵について、規約等に定める必要表示事項、特定事項等の遵守状況、また食品表示法に定められた食品表示基準について、鶏卵における表示の適正化を推進し、公正な競争の確保を図ることとしました。

2 調査の実施

(1) 調査対象

調査対象鶏卵は、消費者団体のご協力を頂き、無作為に量販店等で購入し、クール宅急便にて当協議会事務局に送付された40商品に当協議会事務局購入分10商品含む51商品。

これらの商品の事業者数は40事業者のうち鶏卵公正取引協議会の会員数は18会員であり、3商品について公正マークの表示があった。

51商品のうち栄養強化卵等は16商品、栄養機能食品表示は4商品、その他の普通卵は31商品であった。購入地域は、北海道・東北地域10商品、関東地域21商品、中部・近畿地域5商品、中四国地域10商品、九州・沖縄地域5商品であった。

(2) 調査期間

鶏卵の購入日は平成29年1月28日・2月25日～3月2日

事務局への鶏卵の送付期間は平成29年1月30日・2月27日～3月2日

(3) 調査項目及び方法

①鶏卵の重量及び品質

調査対象鶏卵の重量、ハウユニットについては、鶏卵公正取引協議会事務局において、調査鶏卵の到着日にEGGマルチテスタにより測定を行った。

②ラベルの表示内容

調査鶏卵のラベルの表示内容について、

- 1) 鶏卵の表示に関する公正競争規約及び施行規則に基づいて、
必要表示事項、特定事項の表示基準等の遵守状況
- 2) 食品表示法に定められた「食品表示基準」に則したラベルの表示状況

③栄養強化卵等の成分分析

栄養強化卵等20商品については、強化した栄養成分(複数ある場合は2種類までとした。)等について鶏卵の到着日にクール宅急便にて一般財団法人日本食品分析センターへ送付し分析試験を依頼した。日本食品分析センターにおける分析試験の結果は、3月9日～3月23日に報告された。依頼した試験項目は次表のとおりであった。

試 験 項 目	件 数
ビタミンD	5
ビタミンE	12
葉酸	1
ビタミンB12	1
α -リノレン酸	2
DHA	1
ヨウ素	1
合計 6項目	23

3 調査結果の概要

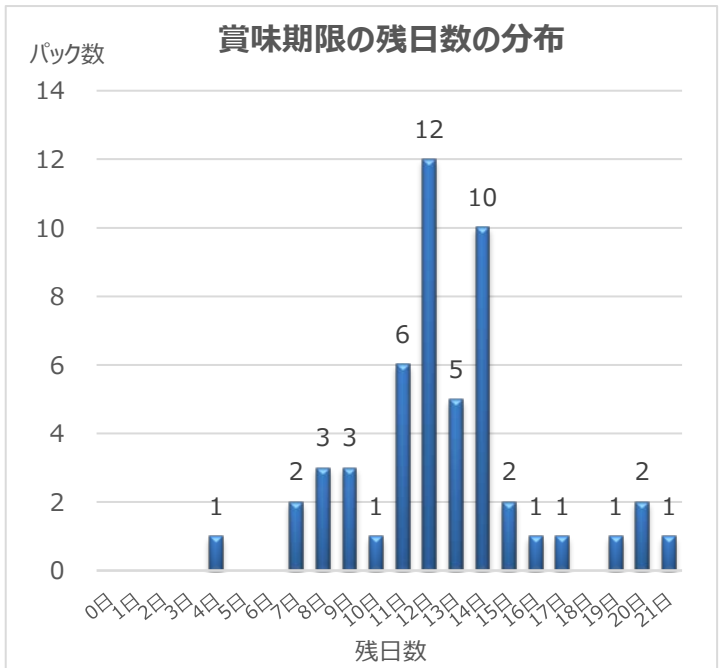
当協議会の会員証紙審査委員会において本年9月25日に本調査について審議を行った結果の概要は次の通りであった。

(1) 賞味期限の表示

51商品すべてに賞味期限は表示されていた。購入日(1月28日・2月25日～3月2日)時点の賞味期限の残日数は、4～21日に分布し、10日未満が9商品、10日以上が42商品であった。

賞味期限の残日数で一番多かったのは12日で12パック、続いて14日か10パックであった。

他にパック日表示があるものは7商品、採卵日表示があるものは1商品であった。



(2) 重量の表示と実態

重量については、51商品中48商品について調べた。

(3商品については、(一財)日本食品分析センターにて分析のみを行った)

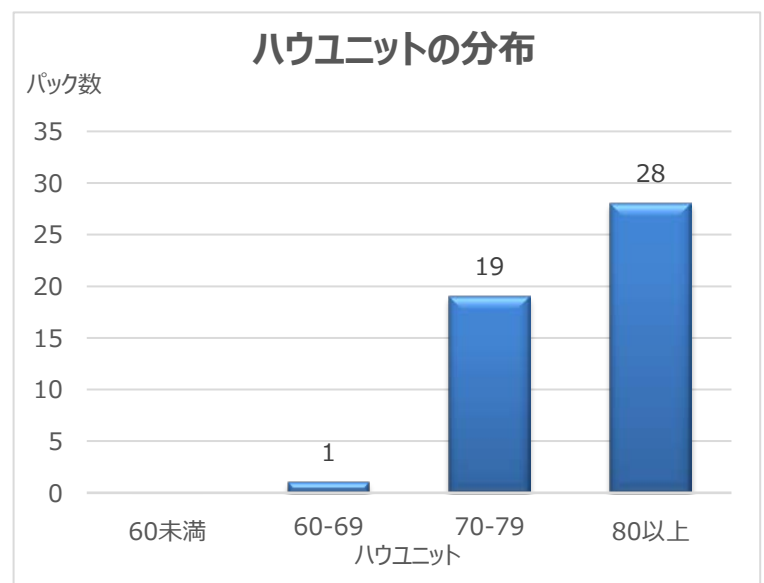
重量の表示と実態については、問題はなかった。

(3) ハウユニットの分布

鶏卵の重量及びハウユニットの測定は、48商品について実施した。

ハウユニットは68.4～91.0の範囲に見られ、70.0以上が47商品、70.0未満は1商品であった。

また平均81.2であった。



(4) ラベルの表示事項等の調査結果

不適切と考えられる表示内容	件数	検体 No	規約該当条項
(1) 必要表示事項			
・使用方法、内容量が不適切な表示	1 (1)	121	規約第3条第1項第6号
・卵重計量責任者の表示がない	3 (3)	119, 123, 124	規約第3条第1項第8号
(2) 特定事項の表示基準			
・食品表示基準に定められた様式に不適切な表示	5 (2)	108, 206, 212 214, 220	規約第4条第2項第2号
・栄養強化卵等の表示において比較対象である普通卵の成分値を様式内に表示している	7 (1)	208, 210, 211, 215 217, 218, 219	//
・栄養機能食品表示において定められた項目について不適切な表示	1 (1)	214	規約第4条第2項第2号
(3) 特定用語の使用基準			
・特選、自然、安心という用語	3 (3)	103, 213, 216	規約第5条
合 計	20 (11)		

(注1) 件数の()内は非会員事業者数である。合計は、重複した商品を含む件数である。

(不適切な表示の主な事例)

- ・「内容量」「使用方法」の表示がないものは、不適切な表示である。
- ・定重量パック（ミックス卵）においても農林水産省規格に定められた「MS」や「LL」などサイズ基準を表示する場合には、「卵重計量責任者」の表示は必要となる。
- ・栄養成分表示については、食品表示基準に定められた様式に則り表示する事となっており、「分析試験検査表」などの文言は不適切な表示である。

- 強化卵の栄養成分表示については、必須となる比較対象商品（普通卵の値）は様式内に表示することはできず、栄養成分表示の枠外の隣接した部分に表示する事が望ましいとされている。
- 栄養機能食品表示においては、必須項目すべての内容を満たしていないものは不適切な表示である。
- 「安心たまご」や「自然が育んだ農場たまご」「プレミアム」などの商品名や文言は、具体的な根拠を説明し、鶏卵公正取引協議会の承認を得た場合に限り表示する事ができると規定されている。

4 調査結果の措置について

調査の結果、表示内容等が不適切との指摘を受けた会員事業者に対しては、鶏卵公正取引協議会から文書で改善のための指導や照会等を行うほか、比較的軽微なものについては、口頭で改善を指導することといたします。

また、会員外の事業者に対しては、表示内容が規約等に照らした場合に違反となるおそれがあるものについては文書等により改善を要望し、比較的軽微なものについては口頭で改善を要望するとともに「鶏卵の表示に関する公正競争規約」等についての周知及び協議会への加入の促進を図ることといたします。